

スマート農業技術活用促進資金

(開発供給実施計画の認定を受けられる事業者向け)

— スマート農業技術等の供給を行う事業者を資金面から支援 —

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律に基づく認定を受けた開発供給実施計画に従って行う開発供給事業に取り組む事業者向けの融資制度です。

対 象 者	<p>【認定開発供給事業者】</p> <p>①スマート農業技術活用サービス事業者(以下「サービス事業者」といいます。)</p> <p>ア 農業者に代わって農作業を行う方 (例:ドローンによる農薬散布やロボットコンバインによる収穫などの作業受託サービス)</p> <p>イ 農業者に農業機械等を賃貸する方(※) (例:収穫ロボットなどのスマート農業機械のレンタル・シェアリングを行うサービス)</p> <p>ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方(※) (例:スマート農業技術を使いこなす高度な知識・技術を有する人材を農業現場へ派遣するサービス)</p> <p>エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方(※) (例:データの収集・分析、情報提供を通じて栽培管理の見直しや作業体系の最適化を提案するなどのサービス)</p> <p>②農業資材の生産及び販売を行う者(※) スマート農業技術等を活用した農業機械等の供給を行う事業者(農機メーカー等) ※ 中小企業者に限ります。</p>
対 象 事 業	<p>認定開発供給実施計画に従って行う開発供給事業(※)に必要な資金であって次に掲げるもの</p> <p>①農地等の改良、造成等(農地の取得は対象外)</p> <p>②施設の改良、造成、取得等</p> <p>③無形固定資産の取得、販売促進費その他費用の支出</p> <p>※ スマート農業技術等の開発の事業及び当該事業の効率的な実施を図るための合併等の措置を除きます。</p>
利 率	<p>～ % (年 月 日現在)</p> <p>※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>
融 資 期 間	<p>25年以内(うち据置期間5年以内)</p>
融 資 限 度 額	<p>負担額の80%以内</p>
担 保 ・ 保 証 人	<p>ご相談の上、決めさせていただきます。</p>

(注)中小企業者の要件

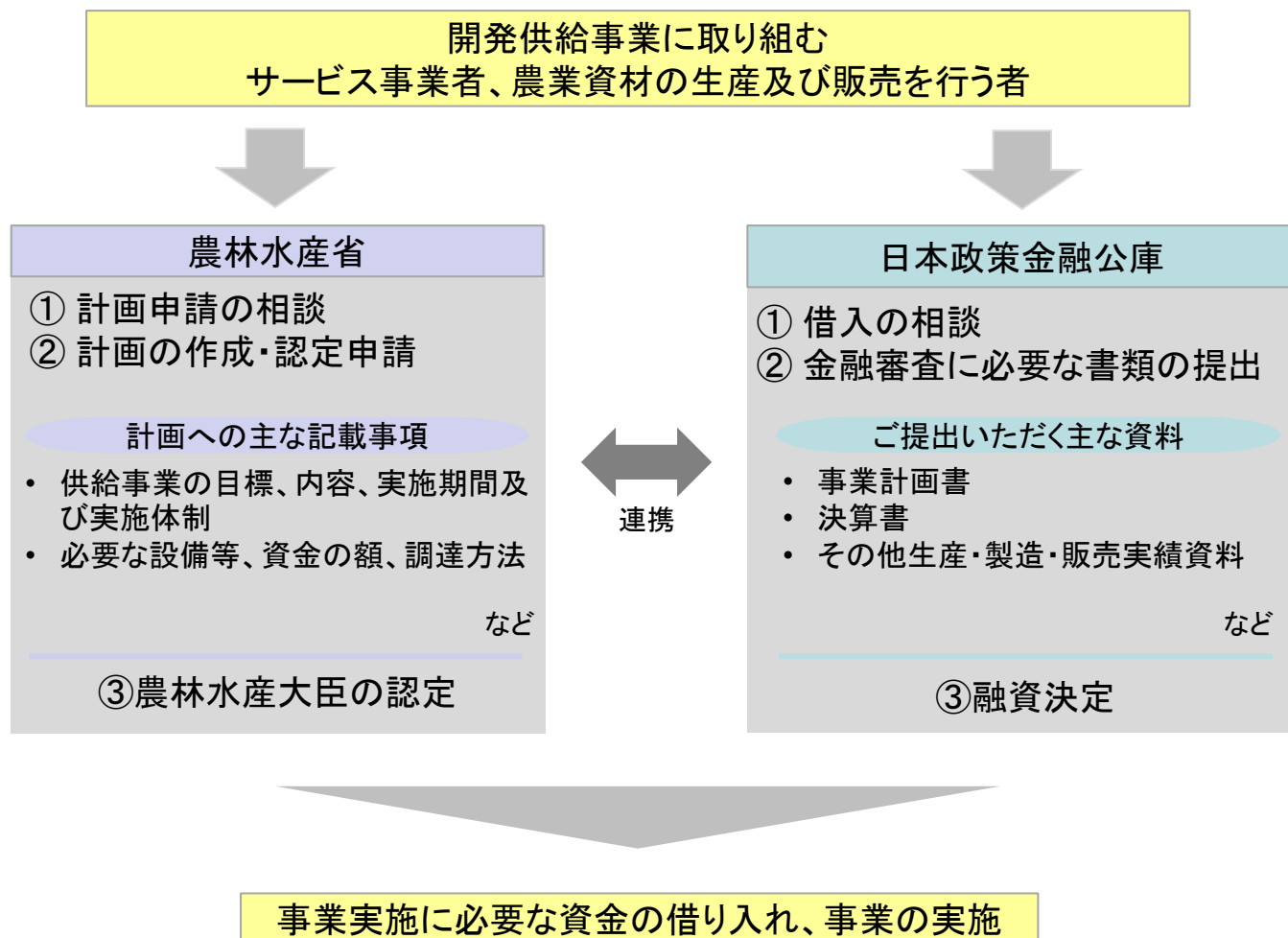
業種	判断項目 資本金・従業員
製造業、その他	3億円以下または300人以下
卸 売 業	1億円以下または100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下または100人以下
小 売 業	5千万円以下または50人以下

- ・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人(個人の場合、従業員の条件のみ)です。なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
- ・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しません。
例:農事組合法人、社団法人・財団法人(一般・公益含む)、有限責任事業組合(LLP)

◆スマート農業技術活用促進資金のお手続きの流れ◆

本資金を借り入れるためには、開発供給実施計画について、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

また、農林水産省と日本公庫のそれぞれに対してお手続きが必要となります。



◆スマート農業技術活用促進資金のご利用イメージ◆

- スマート農機を量産するための製造ラインの整備
 - 産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組み(販売促進費)
 - スマート農機の製造に必要な原料費、部品費
 - レンタル・リース等のサービス展開に必要なスマート農機の製造費、購入費
 - 農作業受託等のサービス展開に必要な人材育成に必要な研修費
- など

■ 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)までお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

